

## 慶弔規程

### 第1条（祝儀）

一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）の正会員であって、結婚する者には祝を贈る。

### 第2条（香料）

本会議所の正会員、配偶者、両親、子供並びに当会議所に特別の功労のあった人及びそれに準ずる人が死亡された場合は、香料を呈する。

### 第3条（見舞）

本会議所の正会員の事業所、住宅が火災等の災害で甚大なる被害を受けた場合は、見舞を呈する。但し天災による被害で、正会員の半数以上が被害を受ける様な事態はこの限りではない。

### 第4条（決定方法）

祝、香料、見舞の決定及び内容は次の各号による。

- （1）正会員の結婚 20,000 円 又はそれに相当する品
  - （2）正会員の死亡 20,000 円 外に生花又は花輪一基
  - （3）正会員の病気 5,000 円 但し14日以上にわたる入院の場合
  - （4）正会員配偶者の死亡 10,000 円
  - （5）正会員の両親及び子女の死亡 5,000 円
  - （6）正会員の住居または事業所の災害 10,000 円
2. 以上の他、必要と認めたときは理事長が決定し、理事会に報告する。

### 第5条（情報収集並びに報告）

正会員は第4条に該当する事実のあったときは、速やかに理事長または事務局に届け出なければならない。

## 附 則

本規程は2013年1月1日より施行する。